

年金所得者の平成23年分の確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除等による所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。

(注2) 所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、**住民税の申告は必要です**。
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

<http://www.nta.go.jp/>

鹿屋税務署 TEL 0994-42-3127

特定不妊治療費用の一部を助成します

錦江町では、平成22年度より高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）で、医療保険が適応されない費用の一部を助成しています。

対象者

- * 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- * 錦江町に1年以上居住していること（夫婦双方もしくはどちらか一方）
- * 夫婦の前年の合計所得金額が730万未満であること

制度

- * 1年度の助成限度額は最大5万円です
— 治療に要した治療費から、県の制度による助成金額（15万円）を差し引いた残りの額が助成対象となります。
例) 治療費35万円 - 県助成額15万円 = 20万円 この額に対して町から5万円助成
- * 助成回数は1年度に1回です（県の助成制度は1年度に2回です）
最大で通算5年度まで助成が受けられます
- * 鹿児島県内の指定医療機関（5か所）で治療を受けることが条件になります

医療機関名	住 所	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35-1	099-275-5423
レディースクリニックあいいく	鹿児島市小松原1丁目40-2	099-260-8878
竹内レディースクリニック	始良市東餅田502-2	0995-65-2296
松田ウイメンズクリニック	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル3F	099-214-4124
フィオーレ第一病院	始良市加治木町本町307-1	0995-63-2158

※県外の医療機関であっても都道府県の指定があれば助成できます。

必要書類

- * 特定不妊治療費助成事業申請書
- * 県の承認決定通知書
- * 医療機関の領収書のコピー

申請は原則として治療が終了した年度内に行ってください。
鹿児島県特定不妊治療費の窓口は鹿屋保健所（TEL 0994-43-3107）です。

【お問い合わせ先】 錦江町役場 保健福祉課衛生チーム TEL 0994-22-3044
錦江町役場 住民生活課民生チーム TEL 0994-22-0511